

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年9月29日
【中間会計期間】	第52期中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）
【会社名】	森ビルゴルフリゾート株式会社 (旧会社名 株式会社宍戸国際ゴルフ俱楽部)
【英訳名】	Mori building Golf Resort Co., Ltd. (旧英訳名 Shishido Golf Club Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田野 敬
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目21番6号
【電話番号】	03(3434)4410
【事務連絡者氏名】	取締役 業務管理室室長 佐野 一之
【最寄りの連絡場所】	茨城県笠間市南小泉1340
【電話番号】	0296(77)2141
【事務連絡者氏名】	経理部次長 大島 正雄
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注）令和4年3月30日開催の第51回定時株主総会の決議により、令和4年5月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間		自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自令和4年 1月1日 至令和4年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日	自令和3年 1月1日 至令和3年 12月31日
売上高	千円	685,804	997,065	1,028,258	1,729,869	2,087,883
経常利益(　は損失)	千円	180,768	38,424	13,964	58,218	131,031
中間(当期)純利益(　は損失)	千円	186,056	21,645	8,262	43,775	73,374
持分法を適用した場合の投資利益	千円	-	-	-	-	-
資本金	千円	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	株	6,432	6,432	6,432	6,432	6,432
純資産額	千円	5,695,441	5,859,367	5,902,833	5,837,721	5,911,095
総資産額	千円	6,100,735	6,348,755	6,426,055	6,214,184	6,319,275
1株当たり純資産額	円	885,485.29	910,971.27	917,729.09	907,605.98	919,013.66
1株当たり中間(当期)純利益(　は損失)	円	28,926.62	3,365.28	1,284.56	6,805.93	11,407.67
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	93.4	92.2	91.9	93.9	93.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	68,185	195,258	115,702	158,549	354,828
投資活動によるキャッシュ・フロー	千円	53,081	134,522	268,085	67,781	275,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	千円	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	千円	236,099	508,870	374,720	448,134	527,102
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	152 (71)	147 (85)	154 (87)	147 (80)	144 (87)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。また、関連会社はないため持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社の事業は単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

令和4年6月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
本社	6 (5)
宍戸ヒルズカントリークラブ	102 (58)
静ヒルズカントリークラブ	46 (24)
合計	154 (87)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 当中間会計期間における当社の経営方針について、重要な変更事項はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間中における優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題につきまして、コロナ禍において先行き不透明な状況ではありますが、来場者の方々に安心・安全にプレーしていただけるように細部にわたる新型コロナウイルス感染症対策を継続して取り組むとともに、コースやクラブハウスの維持管理・改善を効率的に進め、より快適な環境づくりを目指してまいります。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるゴルフ場業界は、ゴルフが屋外でソーシャルディスタンスを保てるスポーツとして認識されているものの、新型コロナウイルス感染症の急激な感染再拡大による来場者減、原材料や燃料費の高騰などにより先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社におきましては、来場者の方に安心・安全にプレーしていただけるよう引き続き感染対策の強化を行い、また、6月には宍戸ヒルズカントリークラブ西コースにて「BMW日本ゴルフトアー選手権森ビルカップ」の開催等コロナ禍での運営力の強化に努めました。

当中間会計期間における業績につきましては、来場者は、宍戸ヒルズカントリークラブは36,344名（前年同期比94.2%）、静ヒルズカントリークラブは22,338名（前年同期比95.1%）となり、これに伴う売上高は1,028,258千円（前年同期比103.1%）となりました。

一方、売上原価及び一般管理費は、1,034,802千円（前年同期比106.7%）となり、この結果、経常利益は13,964千円（前年同期は経常利益38,424千円）、これに特別損益、税金費用等を加え、中間純損失は8,262千円（前年同期は中間純利益21,645千円）となりました。

なお、当社の事業はゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ152,382千円減少し、当中間会計期間末は、374,720千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、営業活動の結果増加した資金は115,702千円（前年同期比89,833千円減）となりました。これは主に売上債権の増加26,684千円及び法人税等の支払額の増加31,188千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、投資活動の結果減少した資金は268,085千円（前年同期比133,563千円増）となりました。これは有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

生産、受注及び販売の実績

当社は生産及び受注を行っていないため、記載を省略しております。

営業実績

当中間会計期間の営業実績は次のとおりであります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

項目	第52期中 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	前年同期比(%)
グリーンフィー収入(千円)	179,942	124.4
維持費収入(千円)	163,739	96.3
キャディフィー収入(千円)	181,486	92.9
貸物品等収入(千円)	6,605	99.6
ロッカーフィー収入(千円)	3,906	107.4
年会費収入(千円)	116,871	100.9
レストラン売上(千円)	127,400	93.6
会員登録料収入(千円)	60,500	91.2
その他(千円)	187,807	118.5
合計(千円)	1,028,258	103.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

なお、財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積りは、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容

a. 財政状態

(資産の部)

当中間会計期間末の資産の部合計は、前事業年度末と比較して106,780千円(1.6%)増加し、6,426,055千円となりました。

流動資産は、同75,126千円(6.3%)減少し、1,112,234千円となりました。増減の主な要因は、現金及び預金が152,382千円減少したことによるものであります。

固定資産は、同181,906千円(3.5%)増加し、5,313,820千円となりました。増減の主な要因は、有形・無形固定資産の取得232,476千円及び建設仮勘定の増加28,650千円、減価償却費107,258千円を計上したことによるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末の負債の部合計は、前事業年度末と比較して115,042千円(28.1%)増加し、523,221千円となりました。

流動負債は、同124,757千円(47.3%)増加し、388,318千円となりました。増減の主な要因は、買掛金が1,495千円減少、前受収益(流動負債の「その他」に含む。)が133,677千円増加したことによるものであります。

固定負債は、同9,715千円(6.7%)減少し、134,902千円となりました。増減の主な要因は、退職給付引当金が8,590千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末の純資産の部合計は、前事業年度末と比較して8,262千円(0.1%)減少し、5,902,833千円となりました。増減の主な要因は、中間純損失の計上により繰越利益剰余金が8,262千円減少したことによるものであります。

b. 経営成績等

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載した事項をご参照下さい。

c. キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載した事項をご参照下さい。

d. 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載した事項をご参照下さい。

e. 資本の財源及び資金の流動性

当社は、設備投資等に必要な資金及びその他所要資金については、自己資金において充当しております。

4 【経営上の重要な契約等】
特記すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】
特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,728
計	25,728

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和4年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,432	6,432	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。 (注)
計	6,432	6,432		

(注) 当社定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
自令和4年1月1日 至令和4年6月30日		6,432		100,000		2,104,200

(5) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
森ビル株式会社	東京都港区六本木6-10-1	5,289	82.2
パナソニックホールディングス株式会社	大阪府門真市大字門真1006	200	3.1
高谷 謙	東京都荒川区	4	0.0
有限会社オー・アンド・オー	東京都中央区銀座8-6-18	3	0.0
株式会社幸拓コーポレーション	東京都新宿区西新宿7-5-14	3	0.0
山本 靖弘	神奈川県川崎市麻生区	3	0.0
株式会社オフィス・メイ	東京都世田谷区下馬6-39-17	2	0.0
医療法人健清会	茨城県那珂市中台719-1	2	0.0
株式会社ジールアソシエイツ	東京都中央区築地2-3-4	2	0.0
高野興業株式会社	東京都墨田区本所1-2-3	2	0.0
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	2	0.0
東葉ハウジング株式会社	東京都台東区下谷2-8-11	2	0.0
株式会社日本ウィルテックソリューション	東京都中央区日本橋室町3-2-1	2	0.0
水戸精工株式会社	茨城県ひたちなか市山崎71	2	0.0
株式会社もとゆき	千葉県浦安市北栄1-12-25	2	0.0
株式会社リープ	千葉県浦安市海楽1-24-30	2	0.0
上野 秀治	東京都港区	2	0.0
久下 正則	東京都葛飾区	2	0.0
斎藤 純靖	埼玉県草加市	2	0.0
鈴木 猛	茨城県水戸市	2	0.0
鈴木 悠児	神奈川県横浜市港北区	2	0.0
田邊 孝	千葉県柏市	2	0.0
中川 博貴	茨城県常総市	2	0.0
松本 敦之	東京都杉並区	2	0.0
百村 薫	東京都文京区	2	0.0
山本 理一郎	茨城県日立市	2	0.0
吉見 英司	東京都豊島区	2	0.0
計		5,544	86.1

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,432	6,432	
単元未満株式			
発行済株式総数	6,432		
総株式の議決権		6,432	

【自己株式等】

令和4年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の中間財務諸表について、清陽監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	527,102	374,720
未収入金	97,782	124,467
棚卸資産	45,156	51,733
関係会社預け金	500,000	500,000
その他	24,904	69,864
貸倒引当金	7,585	8,550
流動資産合計	1,187,361	1,112,234
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,106,695	1,284,355
構築物（純額）	684,525	656,234
機械及び装置（純額）	34,524	37,672
車両運搬具（純額）	24,670	31,200
工具、器具及び備品（純額）	111,829	102,971
コース勘定	1,617,199	1,627,268
土地	1,250,874	1,250,874
建設仮勘定	29,472	58,122
その他（純額）	108,693	108,693
有形固定資産合計	14,968,485	15,157,392
無形固定資産	79,255	77,691
投資その他の資産		
繰延税金資産	57,964	52,519
その他	26,207	26,927
貸倒引当金	-	710
投資その他の資産合計	84,172	78,736
固定資産合計	5,131,913	5,313,820
資産合計	6,319,275	6,426,055
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,960	96,464
賞与引当金	7,534	7,287
設備関係未払金	7,786	48,512
未払法人税等	31,188	2,573
その他	119,090	233,480
流動負債合計	263,560	388,318
固定負債		
退職給付引当金	129,322	120,731
長期預り金	15,296	14,171
固定負債合計	144,618	134,902
負債合計	408,179	523,221

(単位 : 千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	2,104,200	2,104,200
その他資本剰余金	2,673,623	2,673,623
資本剰余金合計	4,777,823	4,777,823
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繙越利益剰余金	1,033,271	1,025,009
利益剰余金合計	1,033,271	1,025,009
株主資本合計	5,911,095	5,902,833
純資産合計	5,911,095	5,902,833
負債純資産合計	6,319,275	6,426,055

【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
売上高	997,065	1,028,258
売上原価	597,598	629,471
売上総利益	399,466	398,786
一般管理費	371,872	405,330
営業利益又は営業損失()	27,594	6,543
営業外収益	1 10,829	1 20,508
経常利益	38,424	13,964
特別利益	-	2 250
特別損失	3 115	3 14,458
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	38,308	244
法人税、住民税及び事業税	2,573	2,573
法人税等調整額	14,089	5,444
法人税等合計	16,662	8,017
中間純利益又は中間純損失()	21,645	8,262

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	2,104,200	2,673,623	4,777,823	959,897	959,897	5,837,721	5,837,721
当中間期変動額								
中間純利益					21,645	21,645	21,645	21,645
当中間期変動額合計	-	-	-	-	21,645	21,645	21,645	21,645
当中間期末残高	100,000	2,104,200	2,673,623	4,777,823	981,543	981,543	5,859,367	5,859,367

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	2,104,200	2,673,623	4,777,823	1,033,271	1,033,271	5,911,095	5,911,095
当中間期変動額								
中間純損失()					8,262	8,262	8,262	8,262
当中間期変動額合計	-	-	-	-	8,262	8,262	8,262	8,262
当中間期末残高	100,000	2,104,200	2,673,623	4,777,823	1,025,009	1,025,009	5,902,833	5,902,833

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	38,308	244
減価償却費	102,759	107,258
退職給付引当金の増減額(は減少)	965	8,590
賞与引当金の増減額(は減少)	1,187	247
受取利息	1,041	868
貸倒引当金の増減額(は減少)	997	1,676
有形固定資産除却損	115	14,458
固定資産売却損益(は益)	-	250
売上債権の増減額(は増加)	947	26,684
棚卸資産の増減額(は増加)	1,265	6,576
仕入債務の増減額(は減少)	4,355	1,495
未払金の増減額(は減少)	10,300	4,289
未払消費税等の増減額(は減少)	26,038	20,979
長期預り金の増減額(は減少)	5,483	1,125
その他の資産の増減額(は増加)	37,394	45,679
その他の負債の増減額(は減少)	141,891	139,660
小計	199,362	146,022
利息の受取額	1,041	868
法人税等の支払額	5,146	31,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	195,258	115,702
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	134,522	260,494
有形固定資産の売却による収入	-	250
有形固定資産の除却による支出	-	5,350
無形固定資産の取得による支出	-	2,490
投資活動によるキャッシュ・フロー	134,522	268,085
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	60,735	152,382
現金及び現金同等物の期首残高	448,134	527,102
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 508,870	1 374,720

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法

主な耐用年数

建 物 7 ~ 60年

構築物 7 ~ 48年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当中間会計期間末に有する債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付見込額（簡便法）に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。4.

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) プレー関係収入

プレー関係収入につきましては、ゴルフプレー、レストランサービス等の提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該ゴルフプレー等の提供時点で収益を認識しております。

(2) 年会費収入

年会費収入につきましては、会員としての地位に基づくサービスの対価として年会費を受領しております。対応した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 会員登録料収入

会員登録料につきましては、会員資格の提供を行っており、会員資格が承認された時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、従来は、一部の取引について顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当中間会計期間においては、売上高及び売上原価が2,511千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従つておりますが、当中間会計期間における期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、当中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だ不透明な状況にありますが、直近の来場者及び売上高等の状況を鑑み、今後新型コロナウイルス感染症の当社への影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
3,040,496千円	3,112,716千円

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
受取利息	1,041千円	868千円
助成金収入	1,569	12,726

2 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
固定資産売却益	- 千円	250千円

3 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
固定資産除却損	115千円	14,458千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
有形固定資産	98,727千円	103,204千円
無形固定資産	4,032	4,054

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式(株)	6,432	-	-	6,432
合計	6,432	-	-	6,432

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式(株)	6,432	-	-	6,432
合計	6,432	-	-	6,432

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
現金及び預金勘定	508,870千円	374,720千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	508,870	374,720

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年12月31日）

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「未収入金」、「関係会社預け金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 非上場株式（貸借対照表計上額500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当中間会計期間（令和4年6月30日）

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「未収入金」、「関係会社預け金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 市場価格のない非上場株式（中間貸借対照表計上額500千円）については、記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和4年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和4年6月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年12月31日)

その他有価証券

その他有価証券はすべて非上場株式(貸借対照表計上額500千円)であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間末(令和4年6月30日)

その他有価証券

その他有価証券はすべて非上場株式(中間貸借対照表計上額500千円)であり、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位:千円)

入場料収入	343,681
キャディ 収入	181,486
年会費収入	116,871
会員登録料収入	60,500
レストラン及び売店及びホテル他収入	234,405
その他	91,313
顧客との契約から生じる収益	1,028,258
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,028,258

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づき履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から、当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	27,770	40,243
契約負債	13,714	146,295

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社の義務に対して、当社が顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間において、契約負債が132,581千円増加した主な理由は、当期の年会費収入のうち下期に対応する金額が前受収益に計上されるためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失 () (千円)	3,365.28円	1,284.56円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失() (千円)	21,645	8,262
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失() (千円)	21,645	8,262
普通株式の期中平均株式数(株)	6,432	6,432

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しております。1株当たり純資産額及び1株当たり純損失に与える影響はありません。

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
1 株当たり純資産額	919,013.66円	917,729.09円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第51期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）令和4年3月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月29日

森ビルゴルフリゾート株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 斎藤 孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 亮太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森ビルゴルフリゾート株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31までの第52期事業年度の中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、森ビルゴルフリゾート株式会社の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。